

# 障がい者（児）の手引き



猿払村キャラクター  
さるつぶ

**猿 払 村 役 場 保 健 福 祉 課**

**宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地**

**（猿払村保健福祉総合センター）**

**TEL 01635-2-2040**



## 目 次

1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について	P 1
手帳の届出が必要な時は・・・	P 2
2. 年金・医療給付関係等の援護について	P 3・4
(1) 障害年金制度	P 3
(2) 特別障害者手当	P 3
(3) 障害児福祉手当	P 4
(4) 特別児童扶養手当	P 4
(5) 重度心身障害者（児）医療助成事業	P 4
(6) 後期高齢者医療制度について	P 4
3. 交通費の割引制度について	P 5・6
(1) 交通運賃の割引	P 5
(2) 高速道路（有料道路）の障害者割引	P 6
(3) 精神障害者通院交通費・障がい者等通所交通費助成	P 6
(4) 在宅障害児等早期療育援護	P 6
4. 各種税金の控除について	P 7・8
(1) 所得の障害者控除について（所得税）	P 7
(2) 所得の障害者控除について（道・村民税）	P 7
(3) 相続税の特別控除について	P 7
(4) 自動車税・軽自動車税の自動車取得税の減免	P 8
5. 関係機関の福祉事業・援護制度について	P 9・10
(1) 北海道・猿払村関係の制度	P 9
(2) その他の機関の制度	P 10
障がい者総合支援法・児童福祉法によるサービス	P 11～P 17
1. サービスの種類	P 11
2. 介護給付と訓練給付・児童通所支援の内容	P 11・12
3. サービスを利用したときの費用	P 12・13
4. 自立支援医療	P 14
5. 補装具費の支給	P 16
6. 日常生活用具の支給	P 17
社会福祉等関係行政機関一覧表	P 18



# 1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について

## ＜身体障害者手帳＞

身体障害者福祉法に基づき、医師の診断書・意見書をもとに北海道の判定により交付されます。

身体障害者手帳には、障害程度に1～6級までの等級と、第1種（交通機関を利用するときに介護者を必要とする方）または第2種（交通機関を自力で利用することができる方）と記載されています。個別障害程度には1～7級までありますが、交付対象は総合障害等級で1～6級までです。

## ＜療育手帳＞

療育手帳制度により、北海道の判定により交付されます。

療育手帳には知的障害程度が「A」または「B」と記載されます。（A：最重度・重度 B：中度・軽度）

## ＜精神障害者保健福祉手帳＞

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、医師の診断書等をもとに北海道の判定により交付されます。

精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」といいます。）には、1～3級までの等級があり、有効期間は2年間です。

これらの手帳は、障がいのある方の福祉の向上のために各種相談や援護制度を受けやすくすること、障がいのある方の社会参加などの促進を図ることを目的に交付されています。

障がいの種別や程度に応じて、利用できる援護やサービスの内容が異なる場合がありますので、各種制度の利用を希望されている方は、担当の窓口で確認の上、ご利用ください。

### 手引きの使い方

この手引きは、障がい者の方に対する各種サービスの概要などを紹介し、日常生活や社会参加促進を助長するとともに、援護を必要とする方の資料にさせていただくためのもので、障がいのある方本人だけに限らず、ご家族の方々にもぜひご一読いただきたいと思えます。

なお、手続きやサービス対象等の詳細については、相談窓口を掲載しておりますので、それぞれの窓口にご確認のうえ、手続きをお願いします。



## 手帳の届け出が必要な時は・・・

- ① 手帳の申請・更新・再判定をする場合
  - ・医師の診断書・写真・印鑑・手帳を持参して申請してください。

(療育手帳保持者の再判定は、関係機関(18歳未満は児童相談所、18歳以上は心身障害者総合相談所)での判定が必要です。また、精神障害者手帳の場合は障害年金証書の写し及び振込通知書の写しで医師の診断書に変えることができます。)
- ② 村内での住所変更(転居)や氏名変更(婚姻等)があった場合
  - ・手帳を持参してください。(変更個所を修正します。)
- ③ 手帳の紛失・破損、記載事項欄が足りなくなったり、顔写真の変更をしたい場合
  - ・再交付申請が必要になりますので、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑・手帳を持参して再交付申請をしてください。
- ④ 障害等級が変更になる場合
  - ・医師の診断書・意見書、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑・手帳を持参して再交付申請をしてください。
- ⑤ 障がいのある方が亡くなられた場合
  - ・手帳を返還してください。
- ⑥ 他市町村に転出した場合
  - ・転出先の市町村窓口到手帳を持参してください。
- ⑦ 居住地(保護者の住所)が他市町村に変わった場合
  - ・転出先の市町村窓口到手帳を持参してください。

注)手帳によるサービスを希望しない場合でも、手続きをお願いいたします。

①～⑤は、猿払村役場保健福祉課福祉係

(保健福祉総合センター内)に届出してください。

⑥・⑦は、転出先の市町村に届出してください。

## 2. 年金・医療給付関係等の援護について

### (1) 障害年金制度

国民年金・厚生年金・各職域の共済年金の加入者や加入者であった方が、老齢年金の受給開始（満年齢65歳）年齢までに重度の障がいになった時に、その障がいの程度により、障がい原因となった病気やケガで初めて医師にかかった時に加入していた年金制度から、障害年金が支給されます。

なお、現に老齢年金を受給している場合は、原則として障害年金の対象者にはなりません。また、知的障がいの方も満20歳から障害基礎年金の対象となる場合がありますので、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の給付を受けていた児童の保護者の方は、手続きをお願いします。

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載の等級と、年金請求のための障害等級の認定は異なります。具体的な内容の確認や手続きについては、下記窓口にご相談ください。

#### 【相談窓口】

- ① 国民年金の障害年金 猿払村役場住民課生活環境係  
稚内年金事務所 年金相談コーナー
- ② 厚生年金の障害年金 稚内年金事務所 年金相談コーナー
- ③ 共済年金の障害年金 各共済組合の窓口（各職場の職員福利厚生係等）

### (2) 特別障害者手当

満20歳以上の在宅の障がいのある方で、重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を必要とする方が対象になります。

手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きを行うことが必要です。

なお、給付決定を受けていても、社会福祉施設に入所した場合や病院等に3カ月を超えて入院した場合、本人や扶養義務者に一定以上の所得がある場合は給付されません。

支給額（月額）	27,350円	※令和2年4月分から
---------	---------	------------

支給月 2・5・8・11月の年4回（それぞれの月の前月までの分）

支払日 7日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

### (3) 障害児福祉手当

満20歳未満の在宅の障がいのある方で、重度の障がいにより日常生活に常時介護を必要とする方が対象になります。

手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きを行うことが必要です。

なお、給付決定を受けていても、社会福祉施設に入所した場合や病院等に3カ月を超えて入院した場合、本人や扶養義務者に一定以上の所得がある場合は給付されません。

支給額（月額）	14,350円	※令和2年4月分から
---------	---------	------------

支給月 2・5・8・11月の年4回（それぞれの月の前月までの分）

支払日 7日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

#### (4) 特別児童扶養手当

満20歳未満の在宅の障がいのある児童と同居し監護する父または母、もしくは養育する方が支給対象になります。ただし、次の要件に該当される場合には支給されません。

- ① 児童が障害を支給要件とする公的年金を受給できる場合
- ② 児童を監護する父または母や、養育する方に一定以上の所得がある場合
- ③ 児童を監護する父または母、養育する方が日本国内に住所を有しない場合
- ④ 児童が社会福祉施設に入所している場合
- ⑤ 児童が20歳に到達した場合
- ⑥ 児童が監護または養育されなくなった場合 …など。

支給額	1級（月額） 52,200円	2級（月額） 34,770円
支給要件の例	身体障害者手帳の障害程度が視力・上肢・下肢・体幹障害の1級の場合 …など 療育手帳の障害手帳が「A」の場合または「B」でほかの障害と重複する場合 …など	身体障害者手帳の障害程度が上肢・聴覚の2級の一部とほかの障害が重複する場合、療育手帳の障害程度が「B」の中度以上の場合 …など
備考	注1) 療育手帳の障害程度が「B判定」の場合は、医師等の診断書が必要です。 注2) 上記支給要件は例です。支給には、医師等による診断書等を審査のうえ、都道府県によって決定となります。また、医師などによる診断書は、提出を省略できる場合があります。	

※平成31年4月分から

支給月 4・8・12月の年3回（それぞれの月の前月までの分）

支払日 11日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

#### (5) 重度心身障害者（児）医療費助成事業

重度心身障害者医療費助成事業は、身体障害者手帳1～2級の障害及び内部障害3級・4級（心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）以上の方及び療育手帳（知的障害）の程度「A判定」及び精神保健福祉手帳1級をお持ちの方で一定以下の所得の人が病院を利用する時に、医療費の一部を助成する制度です。

あらかじめ、下記の窓口で「重度心身障害者医療費受給者証」の交付を受けてから、受診時に病院の受付窓口に提示してご利用ください。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課国保介護係（保健福祉総合センター内）

#### (6) 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、通常、満75歳以上の高齢者が対象となりますが、満65歳以上で身体障害者手帳の障害者程度が1級～3級の方、音声・言語機能障害の4級の方、下肢機能障害4級の1号（両下肢のすべての指を欠くもの）・3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）・4号（一下肢の機能の著しい障害）の方もこの制度の対象となります。身体障害者手帳をお持ちの方で、現在満65歳未満のために該当になっていない方も満65歳の誕生日から加入することができますので、希望する方は手続きをしてください。

なお、保健福祉課で把握している該当の方については、誕生日が近くなりましたら、ご案内をしておりますので、参考にしてください。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課国保介護係（保健福祉総合センター内）

### 3. 交通費の割引等の制度について

#### (1) 交通運賃の割引

交通機関	対象区分			割引対象 範囲 (JRの場合)	割引率
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 手帳		
JR（旅客会社）の 鉄道・航路（フェ リー）・自動車線並 びに旅客会社線 との間に連絡運 輸の取り扱いを する社線（連絡 社線）	第1種身体障害者 本人が介護者とし ても乗る場合	程度「A」の障害 者本人が介護者とし ても乗る場合	なし	普通乗車券 定期券 回数券 急行料金 <small>(特別急行料金・座席 指定料金は対象外)</small>	5割 <small>(12歳以上 の場合)</small>
	第1種または第2 種身体障害者本人 が単独で乗る場合	程度「A」または「B」 の障害者本人が単独 で乗る場合	なし	普通乗車券 <small>(片道100km以上)</small>	5割 <small>(12歳以上 の場合)</small>
	※ JRについては、満12歳未満の第2種身体障害児と療育手帳程度「B」の障害児が介護者とともに乗る場合は、介護者の定期券のみが割引となります。なお、小児定期券は割引の対象にはなりません。				
航空運賃	第1種身体障害者本人が単 独または介護者とともに乗 る場合及び第2種身体障害 者本人が単独で乗る場合（右 欄の等級以上）	程度「A」の障害者 本人が単独または介 護者とともに乗る場 合及び程度「B」の 障害者本人が単独で 乗る場合	なし	※身体障害者の場合 視覚、聴覚、下肢、膀胱 及び直腸、移動機能障害 4級以上 平衡機能、音声機能、咀 嚼機能障害3級以上	各航空運送事 業者又は路線 によって異な ります。
バス運賃	第1種身体障害者 本人が単独または 介護者とともに乗 る場合及び第2種 身体障害者本人が 単独で乗る場合	程度「A」の障害者 本人が単独または介 護者とともに乗る場 合及び程度「B」の 障害者本人が単独で 乗る場合	障害者本人 が単独また は介護者（付 添人）とし ても乗る場合 （宗谷バス）	普通乗車券	介護者ともに 5割
				定期券 回数券	割引された料金に設定され ております。それ以上の割引 率となる場合がありますの で確認の上、ご利用ください
民間タクシー （村外での利 用の場合）	第1種または第 2種身体障害者 本人が乗る場合	程度「A」または 「B」の障害者本 人が乗る場合	障害者本人が単独ま たは介護者（付添人） とともに乗る場合		1割引
福祉輸送事業 （福祉タクシー）	第1種または第 2種身体障害者 本人が乗る場合	程度「A」または 「B」の障害者本 人が乗る場合	障害者本人が単独ま たは介護者（付添人） とともに乗る場合		車両1台につき 片道300円

※ 上記のほか、フェリー航路（例 稚内・利尻島・礼文島間のフェリー（ハートランドフェリー（株））についても、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、割引の対象（各客室とも半額で、10円未満の端数切り上げ）となります（第1種・第2種、程度A・Bの対象区分については、JRと同じ。）

それぞれの交通機関の特別割引（例えば、JRのRキップ（稚内⇄札幌）や特別急行料金・航空特別割引・バスの特別料金など）は、割引の対象になりません。

なお、交通運賃の割引を受けようとする場合は、各交通機関の利用窓口で、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者手帳を提示してください。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

## (2) 高速道路（有料道路）の障害者割引

### ア. 対象となる方

- ① 障がいのある方本人が運転をする場合
  - ・ 障害者手帳の交付を受けている方
- ② 障がいのある方本人以外の方が運転する場合
  - ・ 療育手帳の交付を受けている方で「A判定」の方
  - ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で身体障害者に対する「旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日厚生省社会・児童家庭局長連名通知）」の第2に規定する第1種の方

### イ. 対象となる自動車

- ① 障がいのある方本人または親族の方（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）が所有する自家用車
- ② ①の方が自家用車を所有していないときは、障がいのある方本人を継続して日常的に介護している方の所有する自家用車

### ウ. 割引率

- ・ 通常料金の半額（10円未満の端数が生じる場合は切り上げ）

### エ. 申請方法

- ・ 手帳、自動車車検証、運転免許証（障がいのある方本人が運転する場合のみ）を持参のうえ、下記窓口で申請してください。
- ・ ETCを申請の場合は、障害者手帳の交付を受けている方のETCカード等が必要です。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

## (3) 精神障害者通院交通費・障害者等通所交通費助成

精神障害者が治療のため通院に要する交通費及び障がい者等が社会復帰するため社会復帰施設等の通所に要する交通費の一部を助成する制度です。

対象者は、自立支援医療受給者証の交付を受けているもの又は精神障害者保健手帳保持者です。

通院費は精神障害者、通所費は社会復帰施設の利用承認を受けた障害者等で、交付を受けている方が通院・通所する所在地までの往復のバス及びJR運賃（旅客運賃、急行料金及び特急料金に限る。）を最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額の1/2に相当する額、通院に際し必要と認められた時にだけ付添した保護者の交通費についても助成対象になります。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

## (4) 在宅障害児等早期療育援護

療育専門機関での通院及び通所が望ましい児童に限り、通院・通所する所在地までの往復のバス及びJR運賃（旅客運賃、急行料金及び特急料金に限る。）を最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額の合算する1/2に相当する額、宿泊料金に関しては片道110km以上の旅行に限り1泊8,000円を上限として助成する制度です。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課健康推進係・福祉係（保健福祉総合センター内）

## (5) 特定疾病患者通院費助成制度

特定疾患の治療を必要とする者に対し、治療通院に要した費用の一部を助成する制度です。

対象者は、北海道が発行する特定疾病医療受給者省・特定疾患患者認定証・先天性血液凝固因子障害医療受給者証・先天性血液凝固因子障害患者認定証の交付を受けているものです。

通院費は、医療機関までの往復のバス及びJR運賃（特急料金も含む）の1/2に相当する額、宿泊料金に関しては片道110km以上の旅行に限り1泊8,000円を上限として助成する制度です。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

## 4. 各種税金の控除について

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、次のような控除を受けることができます。

### (1) 所得の障害者控除について（所得税）

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、所得税法上の障害者控除を受けることができます。障がいのある方本人が配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養義務者の方が障害者扶養控除を受けることができます。

控除の種類	手帳の障害区分	所得から控除される額
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A」 精神障害者手帳 1級	40万円
	控除対象となる配偶者または扶養親族が、同居特別障害者である場合は、上記の額に35万円を加算した金額が控除されます。	
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B」 精神障害者手帳 2～3級	27万円

【相談窓口】 稚内税務署

### (2) 所得の障害者控除について（道・村民税）

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、地方税法上（道・村民税）障害者控除を受けることができます。障がいのある方本人が配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養義務者の方が、障害者扶養控除を受けることができます。

控除の種類	手帳の障害区分	所得から控除される額
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A」 精神障害者手帳 1級	30万円
	控除対象となる配偶者または扶養親族が、同居特別障害者である場合は、上記の額に23万円を加算した金額が控除されます。	
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B」 精神障害者手帳 2～3級	26万円

【相談窓口】 猿払村役場 住民課税務係

### (3) 相続税の特別控除について

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、相続税法上の障害者控除を受けることができます。

手帳の障害区分	相続税の控除額
身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A」 精神障害者手帳 1級	(85歳に達するまでの年数) × 20万円
身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B」 精神障害者手帳 2～3級	(85歳に達するまでの年数) × 10万円

【相談窓口】 稚内税務署

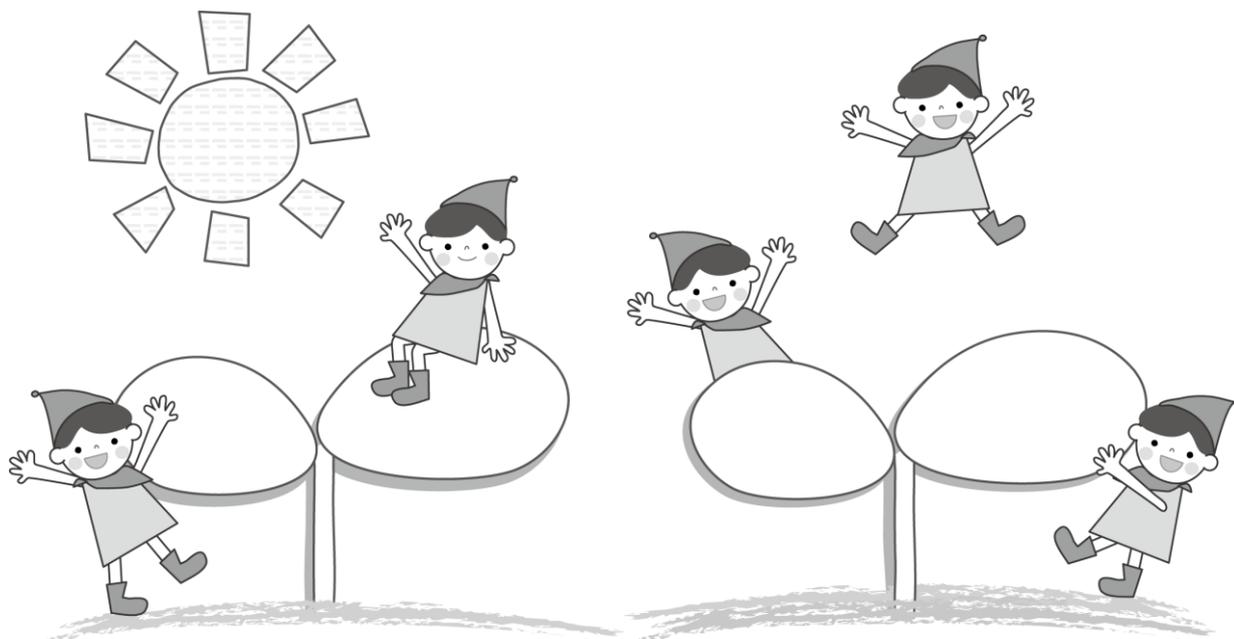
#### (4) 自動車税の課税免除、軽自動車税の減免（減額または免除）、

##### 自動車取得税の減免制度について

身体障害者手帳の等級表に該当する方で、「障がいのある方が所有する自動車」や「障がいのある方と生計を一にする方が所有する自動車」で、①障がいのある方が運転 ②障がいのある方と生計を一にする方が運転（障がいがある方が同乗する場合）するもの、若しくは、「障がいのある方だけで構成される世帯の障がいのある方が所有する自動車」で、障がいのある方を常時介護するものが運転（障がいがある方が同乗する場合）するものは、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免を申請することができます。また、戦傷病者手帳（該当にならない項症があります。）、療育手帳または精神障害者手帳の交付を受けた方も、同様に申請することができます（証明等の添付が必要な場合があります。）。なお、減免対象車両数は、障害者1名につき1台で、決定のための審査があります。詳しくは相談窓口にご確認ください。

【相談窓口】軽自動車税…猿払村役場 住民課税務係

自動車税、自動車取得税…宗谷総合振興局税務課



## 5. 関係機関の福祉事業・援護制度について

### (1) 北海道・猿払村関係の制度

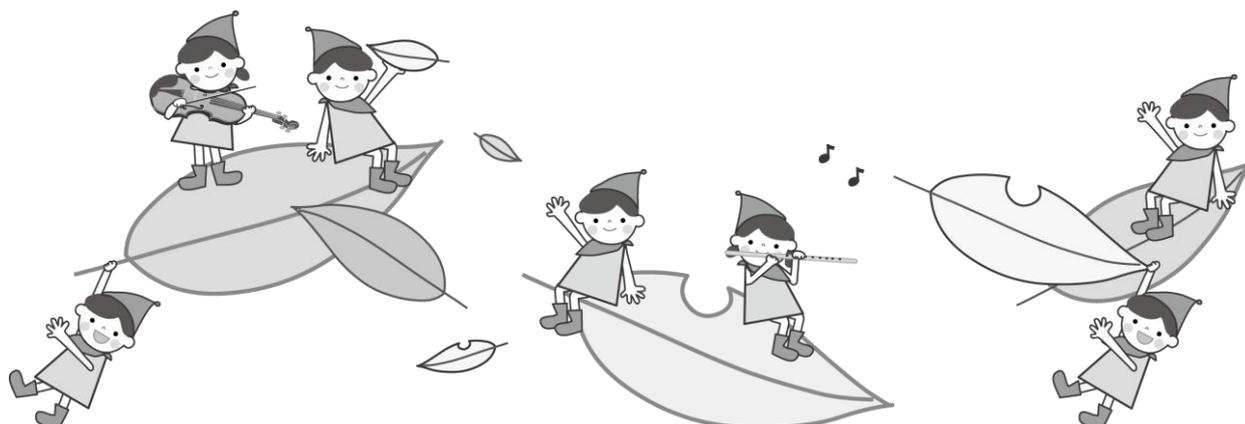
身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、下記の表のとおり北海道や猿払村で行う福祉事業や支援制度を、それぞれの事業の趣旨や対象となる障害程度等に応じて利用することができます。

#### 【北海道】

事業・制度名	趣旨及び対象障害・等級	相談・申請窓口
心身障害者扶養共済制度	身体障害者手帳（1～3級）、知的障がい者及びこれに準ずる障がいをお持ちの方の保護者（65歳未満）の互助精神に基づき、保護者が生存中に共済金を納付して、保護者が死亡もしくは重度障害になった場合には、年金保険（1口、年24万円）が障がいのある方に終生支給されます。（2口まで加入可能）	宗谷総合振興局 社会福祉課
生活福祉資金貸付制度	低所得者世帯や障がいのある方の世帯、高齢者世帯が、生業を営んだり、就職の準備をしたり、お子様の修学資金や自分自身のための技能習得など、経済自立と安定した生活を目指すために必要な資金の貸し付けを受けることができます。地域の民生児童委員を介して、最寄りの社会福祉協議会に申請します。 ※貸付を受けるには、所得制限があります。	社会福祉法人 猿払村社会福祉協議会  保健福祉総合センター
点字広報の発行	視覚障害者の方に、北海道広報の点字誌を年6回発行しています。希望される方は、窓口までお申し込みください。	北海道総合政策部 広報広聴課広報グループ

#### 【猿払村】

事業・制度名	趣旨及び対象障害・等級	相談・申請窓口
水道料金、 下水道使用料金	身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方の世帯で、当該年度の村民税が非課税または均等割のみの世帯は、特別家事用の優遇が受けられます。	建設課上下水道係



## (2) その他の機関の制度

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、福祉サービスや支援制度を、それぞれの事業の趣旨や対象となる障害程度等に応じて利用することができます。

事業・制度名	趣旨及び対象障害・等級	相談・申請窓口
NHK受信料の割引について	世帯主（受信契約者）が視覚障害者や聴覚障害者（手帳に記載のある方）または重度の障害者（手帳等級1～2級）、重度の精神障害者（手帳等級1級）、重度の知的障害者（療育手帳または判定書が「A判定」）の場合、半額免除となります。また、身体障害者、知的障害者、精神障害者が含まれる世帯でかつ村民税非課税である場合、全額免除となります。	猿払村 保健福祉課福祉係 （保健福祉総合センター）
NTT無料番号案内について	視覚障害者（1～6級）、肢体不自由（1～2級）、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、無料番号案内が利用できます。	NTTの電話サービス係
携帯電話基本使用料等の割引について	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象となります。 ※詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください。	各携帯会社の 電話サービス係
青い鳥郵便はがきの無償配布について	日本郵便(株)では、障がい者問題に対する国民の理解と認識を深めるために、青い鳥郵便はがきを発行しています。対象は身体障害者手帳1～2級、療育手帳「A判定」の方です。毎年4月～6月末（土日祭日に当たる場合変更あり）までに最寄りの郵便局に申込みすると、1人あたり20枚が配布されます。	最寄りの郵便局へご確認ください。
指定駐車禁止場所における適用除外車両申請について	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳が下記の等級の方は、自分で運転する車両や介護者の運転する車両に同乗した場合、指定駐車禁止場所で除外車両として取り扱われる場合があります。 あらかじめ、警察署に申請が必要です。 視覚障害者・・・1級から4級の1 聴覚障害者・・・2級及び3級 平衡機能障害・・・1級から3級 上肢障害・・・1級から2級の2 下肢障害・・・1級から4級 体幹障害・・・1級から3級 内部障害・・・1級から3級 知的障害・・・A判定 精神障害・・・1級 ※障害の内容により被害等の場合もあります。	稚内警察署

# 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は下記の共通の福祉サービスがご利用になれます。また、難病（国が指定する130疾患）の方も福祉サービスを利用することができます。（130疾患については、お問い合わせください。）

## 1. サービスの種類

(1) 介護給付	障害程度が一定以上の方に対し、生活上または療養上の必要な介護を行います。 ●居宅介護（ホームヘルプ） ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 ●短期入所（ショートステイ） ●療養介護 ●生活介護（デイサービス） ●施設入所支援
(2) 訓練等給付	身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。 ●共同生活援助（グループホーム） ●就労移行支援 ●就労継続支援（A型） ●就労継続支援（B型） ●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練）
(3) 自立支援医療	心身の障がいの状態の軽減を図るため、必要な医療を指定医療機関から受けた場合、自立支援医療費を支給します。
(4) 補装具費の支給	損傷または失われた身体機能を補うための用具（補装具）の購入、修理にかかる費用の一部を支給します。 ●義肢、装具、車いす、座位保持装置、補聴器、特殊眼鏡、歩行器 他
(5) 地域生活支援事業	障がいのある方を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。 ●相談支援事業 ●地域活動支援事業 ●日常生活用具給付等事業
(6) 児童通所支援	児童に対し、指導や訓練を行います。 ●児童発達支援 ●放課後等デイサービス

## 2. 介護給付と訓練等給付・児童通所支援の内容

●介護給付の内容（☆印は猿払村で受けられるサービスです。）

☆居宅介護（ホームヘルプ）	身体介護・家事援助のヘルパー派遣
重度訪問介護	日常生活支援と全身性障害者のヘルパー派遣及び移動介護
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方への外出支援
行動援護	重度の知的障害者や精神障害者で危険を回避する必要がある外出支援
重度障害者等包括支援	A L S（筋委縮性側索硬化症）患者等の重度障害者に対する包括支援
短期入所（ショートステイ）	介護する人が病気の場合等に利用できるショートステイ
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話
生活介護（デイサービス）	常に介護を必要とする人の昼間の入浴・排せつ・食事の介護と、創作的活動または生産活動の機会を提供
施設入所支援	施設に入所する人の夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護など

●訓練給付の内容

自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練
就労移行支援	一般企業への就労を希望する場合の、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練

就労継続支援A型 就労継続支援B型	一般机上への就労が困難な場合に、働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための必要な訓練
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居での夜間や休日の相談や日常生活の援助

●児童通所支援の内容（★印は稚内市に通所して受けられるサービスです。）

★児童発達支援 放課後等児童サービス	児童に対する基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
-----------------------	-----------------------------

●障害程度区分と支給基準

障害程度区分は、障がいのある方の心身の状態を総合的に示す区分で、『介護給付』を受ける場合には区分認定を受ける必要があります。

村では、障害程度区分を基本として、介護者や居住などの状況、サービス利用の意向を踏まえて、特別な配慮を必要とする場合は、審査会の意見も聞いた上で、支給決定します。

### 3. サービス利用したときの費用

#### ○利用者負担

利用したサービスの最大1割負担となります。ただし、所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限が決められています。また、食費光熱水費等の実費は別に負担していただきます。

#### 利用者負担月額上限額

所得区分	負担上限額	要件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	0円	住民税非課税世帯で、障がいがある方ご本人の収入が80万円以下の世帯
低所得2	0円	住民税非課税世帯であるもののうち低所得1に該当しない世帯
一般	37,200円	住民税課税世帯

※ 所得区分の判定は、障がいがある方が18歳未満の場合、住民基本台帳上の世帯全体での前年所得による判定、障がいがある方が18歳以上の場合は、本人および配偶者の前年所得により判定することになります。

#### （一般世帯の軽減措置）

#### 1 居宅で生活する方（障がいがある方）への利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割16万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、訪問系サービス、日中活動サービスです

所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の住民税所得割の合計） 9,300円

#### 2 居宅で生活する方（障がいがある児童）への利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割28万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、訪問系サービス、日中活動サービスです

所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の住民税所得割の合計） 4,600円

### 3 施設入所（障がいある児童）への利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割28万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、障害児の施設入所サービスです

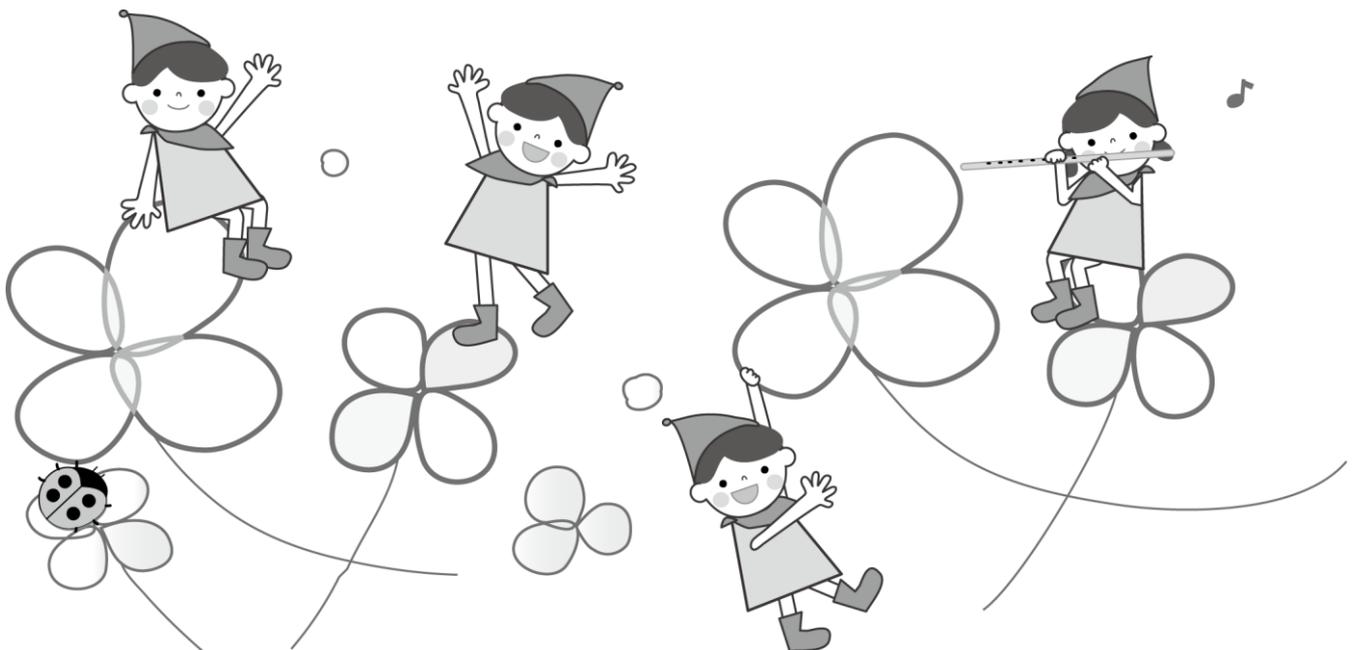
所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の住民税所得割の合計） 9,300円

- 利用者負担のために、生活保護の対象となる場合は、負担が軽減されます。
- 同じ世帯で複数の方がサービスを利用している場合、月額負担上限額は同じです。  
同じ世帯で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が、介護保険のサービスを利用した場合等、月額負担上限額は変わらず、これを超えた分を高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給します。

○施設でサービス利用をする場合の食費や光熱水費等は全額自己負担です。

※ 施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の方は、自己負担が重くなりすぎないように、申請により負担が軽減される場合があります。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）



## 4. 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分を助成する制度です。

名 称	対 象 者	内 容	申請に必要なもの
育成医療	18歳未満の児童 (身体障害者手帳の有無は問いません。)	身体に障がいのある児童がその身体上の障がいを軽減し、日常生活能力を得るために必要な医療費を助成します。	医師の意見書、印鑑、健康保険証、人工透析の方は特定疾病療養受給者証など
更生医療	身体障害者手帳を交付された18歳以上の人	身体障害者の障がいを軽減、除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るための医療費を助成します。	身体障害者手帳、医師の意見書、印鑑、健康保険証、人工透析の方は特定疾病療養受給者証など
精神通院医療	通院による継続的な治療が必要であると医師が認めた人	通院による精神医療を継続的に受ける精神障がいの方に対して、指定医療機関で行われる医療費の自己負担分を助成します。	医師の診断書、印鑑、健康保険証

※有効期間は、精神通院医療については、1年間。その他については、障がいや疾病によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

※受給者証の交付により行われる医療行為ですので事前に申請が必要です。

※再認定申請は、3か月前からできます。

※期限が切れた後に申請があった場合に、受理した日が始期となります。

※変更、受給者証の再交付の場合は届出が必要です。

### 《自己負担》

原則として自己負担は1割になりますが、世帯の所得に応じて1カ月当たりの負担額に上限が設定されます。(一定の所得を超える人は対象外となります。)

- ・世帯単位は住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- ・入院時の食費については、原則自己負担です。

### 《自己負担》

	所得区分	医療保険加入単位の対象世帯	月額上限額
非課税世帯	生活保護	生活保護世帯	0円
	低所得1	本人の収入が80万円未満	2,500円
	低所得2	本人の収入が80万円以上	5,000円
課税世帯	中間所得1	住民税所得割が3万3千円未満	各医療保険の自己負担額
	中間所得2	住民税所得割が3万3千円以上 23万5千円未満	各医療保険の自己負担額
	一定所得以上	住民税所得割が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外

《重度かつ継続の場合》（育成医療については、経過措置があります。）

所得区分	月額上限額
中間所得1	5,000円
中間所得2	10,000円
一定所得以上	20,000円

『重度かつ継続』の範囲は、以下のとおりです。

(1) 疾病等から対象となる方

『更生医療・育成医療の場合』

腎臓機能障害、象徴機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

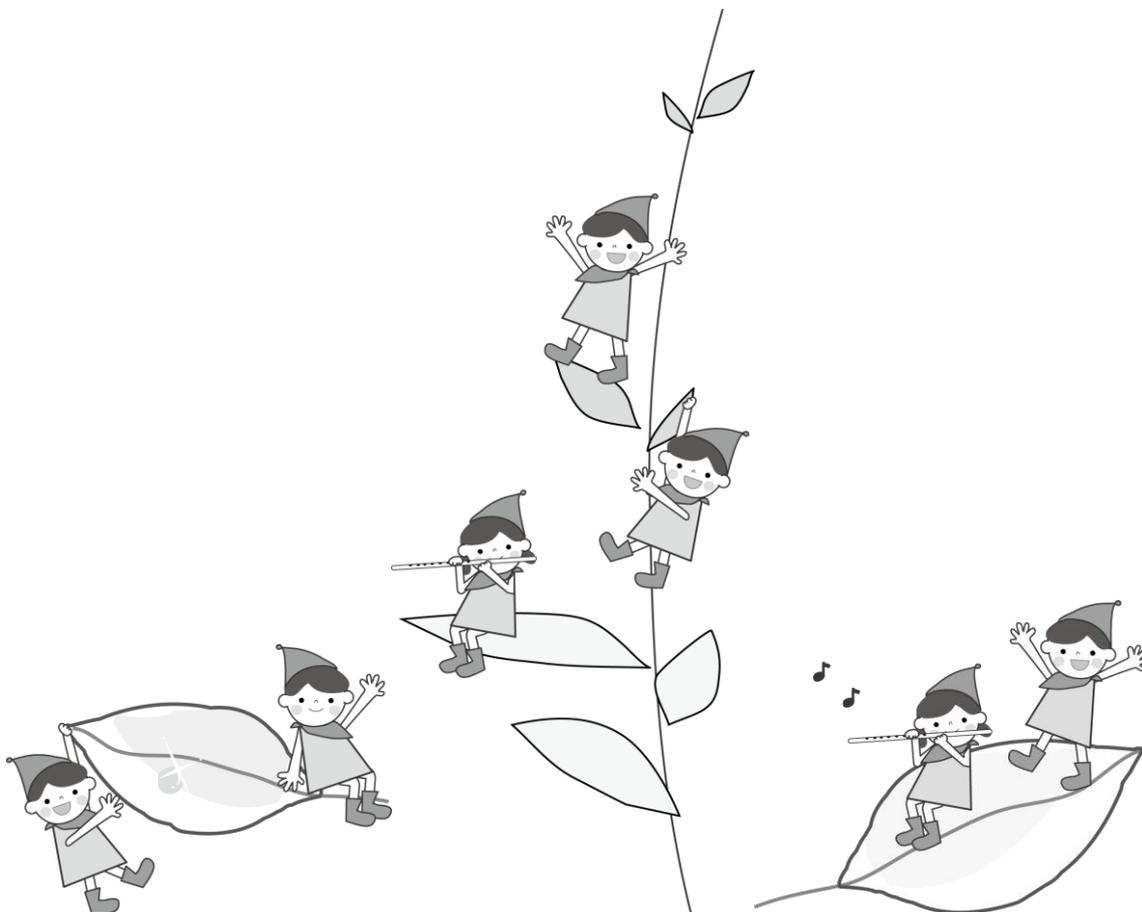
『精神通院医療の場合』

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の方、または、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

(2) 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）



## 5. 補装具費の支給

補装具の購入や修理を行う場合、その費用の一部を支給します。

### 1. 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者の方で、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替することが必要な方

### 2. 申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②身体障害者手帳
- ③特定疾病受給者証（難病患者で所持している方）
- ④見積書
- ⑤医師の意見書（難病患者であることの確認や一部の補装具の申請に必要です）

※介護保険の適用を受けている方は、介護保険福祉用具の貸与（交付）が優先されますので、窓口でご確認ください。

### ● 利用者負担

補装具費の自己負担額は、原則、補装具費の1割です。

所得に応じて負担上限額があります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給者世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、補装具費を購入するご本人の収入が80万円未満の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

◆障がいがある方または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は、補装具費の支給対象外になります。（一定所得以上の場合とは、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者が納税額64万円以上の場合です。）

### ● 補装具一覧

障害区分	対象品目
肢体不自由	上下肢義肢、上下肢・体幹装具、車椅子、電動車いす、歩行器、歩行補助杖（一本杖以外）、座位保持装置 （児童のみ対象）座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具
視覚障害	義眼・眼鏡（色眼鏡以外）・盲人用安全杖
聴覚障害	補聴器
言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※補装具の支給を受けてから耐用年数が経過するまでの間は、修理を行うことができます。また、修理不能となった場合は、再度補装具費の支給を受けることができます。（再支給の際は、支給を受ける時と同様の手続きが必要です。）

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

## 6. 日常生活用具の支給

日常生活がより円滑に行われるための支援用具等を給付します。

### 1. 対象者

在宅で、障がいがある方・難病患者の方

### 2. 申請に必要なもの

- ①印鑑 ②身体障害者手帳（療育手帳または精神障害者手帳）
- ③特定疾病受給者証（難病患者で所持している方） ④見積書
- ⑤医師の意見書（難病患者であることの確認や一部の日常生活用具の申請に必要です）

※介護保険の適用を受けている方は、介護保険福祉用具の貸与（交付）が優先されますので、窓口でご確認ください。

### ● 利用者負担

自己負担額は、原則、日常生活用具費の1割です。所得に応じて負担上限額があります。

### ● 日常生活用具品目表

障害区分	対象品目
上肢障害	特殊便器
下肢障害 体幹障害	特殊便器・尿器、歩行支援用具、移動用リフト、座位変換器、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、歩行補助つえ（一本杖のみ）、保護ブーツ、浴槽
視覚障害	時計、点字タイプライター、点字図書、点字器、視覚障害者用拡大読書器、信号用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置 ≪視覚障害者のみの世帯対象≫ 電磁調理器、盲人用体重計、音声式体温計、地デジ対応ラジオ
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、文字放送対応デコーダー、聴覚障害者用情報受信装置 ≪聴覚障害者のみの世帯対象≫屋内信号機
音声・言語機能障害者 及び重度肢体不自由者	携帯用会話補助装置、人工喉頭
腎臓機能障害	透析液加熱器
呼吸器機能障害	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法を行う方） 電気式たん吸引器、ネブライザー
直腸及び膀胱機能障害 排便・排尿機能障害	ストマ用装置（畜便袋・畜尿袋）、紙おむつ等
知的障害者	転倒保護帽（児童含む。）
重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者	火災警報器・自動消火器（火災発生の感知及び非難が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者のみ世帯）
下肢、体幹障害または乳幼児以前の脳病変による移動機能障害	≪居宅生活動作補助用具≫障害者の移動などを円滑にするもので設置にあたり小規模な住宅改修を伴うもの（特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、移動用リフトの取り付けが住宅改修を伴う場合も含む）、手すり取り付け、段差解消、滑り防止や移動の円滑等のための床材変更、扉の取替え
難病患者の方	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

※障害の程度等により、対象品目が制限される場合もあります。また、上記一覧に記載されていない品目もありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

【相談窓口】猿払村役場 保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）

# 社会福祉等関係行政機関一覧表

## 保健福祉課

〒098-6234 猿払村鬼志別北町28番地 猿払村保健福祉総合センター		
国保介護係	TEL01635-2-2040 82-2040 (村内電話)	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など医療給付に関する業務
福祉係		児童手当、障がい者等の各種手続きに関する業務
健康推進係		健康相談、訪問、健診（検診）、予防接種、栄養指導等健康づくりに関する業務

## 社会福祉協議会

〒098-6234 猿払村鬼志別北町28番地 猿払村保健福祉総合センター		
社会福祉協議会	TEL01635-2-3685 82-3685 (村内電話)	老人クラブ、成年後見人制度に関すること

## 病院

〒098-6234 猿払村鬼志別北町28番地		
猿払村国民健康保険病院	TEL01635-2-3331 82-3331 (村内電話)	
〒097-0022 稚内市中央4丁目11番6号		
市立稚内病院	TEL0162-23-2771	

## 宗谷総合振興局

〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号		
社会福祉課	TEL0162-33-2573	身体障害者・知的障害者福祉法による援護事務の指導
稚内保健所	TEL0162-33-3704	精神保健福祉法による援護事務

## 上川保健所福祉事務所 児童相談部

〒097-0002 稚内市潮見1丁目11番18号		
旭川児童相談所 稚内分室	TEL0162-32-6171	児童福祉法による相談・援護（障害児援護）事務

## 楽楽心（ららはーと）

〒098-6233 猿払村鬼志別南町243番地		
地域包括支援センター	TEL01635-2-2090 楽楽心TEL 01635-2-2722 82-2722 (村内電話)	高齢者の相談や悩みに関する業務 (介護保険申請、認定調査、訪問販売等の被害相談等)

## 住民課

〒098-6232 猿払村鬼志別西町172番地 猿払村役場		
税務係	TEL01635-2-3133	
生活環境係		

お気軽にご利用、ご相談ください。

発行：令和2年9月